

奈市議第870号

平成30年3月7日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 八 尾 俊 宏 様
同 松 石 聖 一 様

奈良市議会議長 北 良 晃



包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人から提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。



平成28年度包括外部監査「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」の結果に対する措置状況について

Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見

24. 議会総務課

(1) 政務活動費

②監査結果

・市内交通費の支出について

【監査結果】

市内交通費については、ガソリン代の1/4を政務活動費として認めると規定されている。一方で市外交通費については、距離(キロメートル)単価20円で計算すると手引において規定されている。

今回調査閲覧した中で、距離(キロメートル)単価20円で市外交通費を計上している視察日当日に給油したガソリン代について、市内交通費の計算上控除せず、月間分の総給油額に含めてその1/4を市内交通費として計上しているケースがあった。結果、ガソリン代が二重払いされている可能性が否めない。

このような二重払いの疑いが生じないように、厳密な運用及び確認が求められる。

【措置の内容】

監査結果の配布とともに適正運用について、平成29年4月5日に議員へ周知し、疑義が生じた件について議員に確認し、同日に是正済です。また、事務局での確認体制も強化しました。

・宿泊費に関する領収書について

【監査結果】

現在、手引では、「一泊上限15,500円(実費弁償、朝・夕食代含む)」とされているだけで、領収書等の記載要件までは求められていない。

今回閲覧した宿泊費に関する領収書の中に、市内の旅行会社が手配した上限額どおりの領収書が散見された。それらの領収書ではどこに泊まったか不明な上、宿泊日さえ不明なものもあった。

政務活動に係る経費支出、さらに実費弁償という要素も勘案すれば、当該政務活動との関連性と実費の具体的内容が、事後検証しうる程度に明らかにされた形で領収書等の証拠書類により提出されることが必要であると思料する。民間企業

等の経費精算においては出張等に係る経路や使用交通機関、宿泊施設名を記載して一連の旅程と宿泊の連続性と関係性を明らかにして精算が行われるのが一般であり、政務活動費としての支出に同等以上の透明性と説明責任が求められることは論を俟たないであろう。

宿泊に係る領収書には、宿泊日と宿泊施設名の記載が求められる。

【措置の内容】

監査結果の配布とともに適正運用について、平成 29 年 4 月 5 日に議員へ周知し、同月 1 日分から宿泊に関する領収書には宿泊日及び宿泊施設名の記載を求めています。

・人件費の支出について

【監査結果】

人件費の支出については、手引により「毎月の給与支払が客観的（口座振替等）に確認できることとする」、「3 親等以内の親族は雇用対象外とする」と規定されている。

平成 27 年度に人件費を政務活動費として計上している議員は 3 名であったが、全て現金の手渡しとして、被雇用者からの領収書が証拠書類として提出されている。また、議会事務局においては、被雇用者の名前等から 3 親等以内でないことを確認し場合に依じて質問するとのことであるが、3 親等以内の親族ではないことの確認は文書上特に行われていない。

条例において「領収書等の証拠書類」としているところ、議員自ら取り決めた手引においてわざわざ「客観的（口座振替等）に確認できること」としているのは、人件費であるが故に、金融機関口座等を通じた記録による事後確認を客観視かつ容易ならしめて疑問の余地が生じないように格段の配慮を要請しているものと理解される。支払手数料を要するとしても、現金手渡しではなく、金融機関口座を通じた支払いを励行すべきである。

また、雇用対象者が議員と 3 親等以内の親族ではないことについては、議員本人からの確認を文書でとってことが求められる。

【措置の内容】

監査結果の配布とともに適正運用について、平成 29 年 4 月 5 日に議員へ周知し、同月 1 日分から雇用対象者が親族ではない旨の確認文書の提出と人件費の支給の口座振替を励行しています。